

壱岐市行財政改革大綱

平成17年12月



目次

はじめに	1
壱岐市行財政運営の現状と課題	
1．財政状況	2
2．行政運営の現状	8
3．行財政改革の推進状況	8
行財政改革の基本的考え方	
1．行財政改革の目的	9
2．行財政改革のテーマ	11
3．行財政改革大綱の期間	11
4．行財政改革の基本方針	12
5．行財政改革推進施策	14
6．公表	15
推進施策	
(1) サービス向上のための事務事業等の見直し	17
(2) 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し	19
(3) 定員管理の適性化、適切な人員配置と人事管理	20
(4) 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発	22
(5) 行政の情報化等による行政サービスの向上	23
(6) 市民参加の促進と支援	24
(7) 財政の適切かつ健全な運営	26
(参考資料)	
地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針	29

はじめに

平成16年3月、郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の4町は多様化する住民サービスへの対応、財政基盤の強化などを目指し、合併し吉崎市となった。

現在、少子高齢化社会の進行、高度情報通信社会の進展、地球規模での環境問題に対する取り組みの強化など、国内外の諸情勢の急激な変化により、我が国全体の社会経済システムが大きく変わりつつある中、国の三位一体の改革は税源移譲を前提とした国庫補助負担金の廃止・縮小を行い、より一層の自立を地方自治体に求めている。このような状況の下、地域経済は長引く不況に伴う低迷により、市税の伸びも見込めない状況であり、人口規模が小さく市税等の基盤となる地域産業や経済力が豊富といえない本市においては、今後も各種の行政サービスを維持・向上していくためには、さらなる行政コストの削減と財源の効率的・効果的な運用が求められている。

また、市民の行政への参加は、地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりにとって欠かせないものであり、協働という新たなまちづくりの視点としての考え方が全国的にも定着しつつある。市内でもボランティア組織や自発的な市民活動が広がりを見せつつあり、このような市民活動の動向に的確に対応していくための基盤づくりが必要となっている。

今回、平成17年10月の吉崎市行政改革推進委員会の最終答申の内容に基づき、平成16年11月策定の行財政改革大綱の基本方針を引き続き継続しながら、より効果的な行財政改革を進めるため、大綱の一部見直しを行うこととする。

岐阜市行財政運営の現状と課題

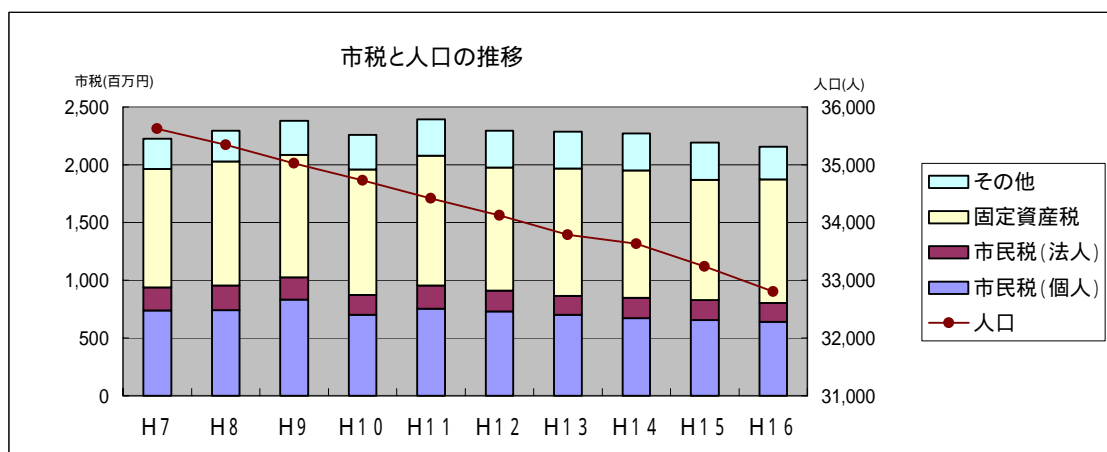
1. 財政状況

(1) 地方税の推移

市税の状況をみると、平成11年度の23億92百万円をピークに年々減少し平成16年度には21億57百万円となり、2億35百万円（9.8%）の減収となっている。

市税全体の約50%を占める固定資産税は概ね横ばい状態であるが、市民税は法人数が少ない本市では、個人住民税の割合が高く、景気の低迷、人口の減少等により、ピーク時の平成9年と平成16年度とを比較すると1億92百万円（23.1%）の減となっている。今後も経済情勢や将来人口の動向を考慮した場合、増収は見込めない状況にある。また、平成19年度以降三位一体改革による税源移譲が行われるため今後の動向に注意する必要がある。（表）

表



市税と人口の推移

(単位:百万円、人)

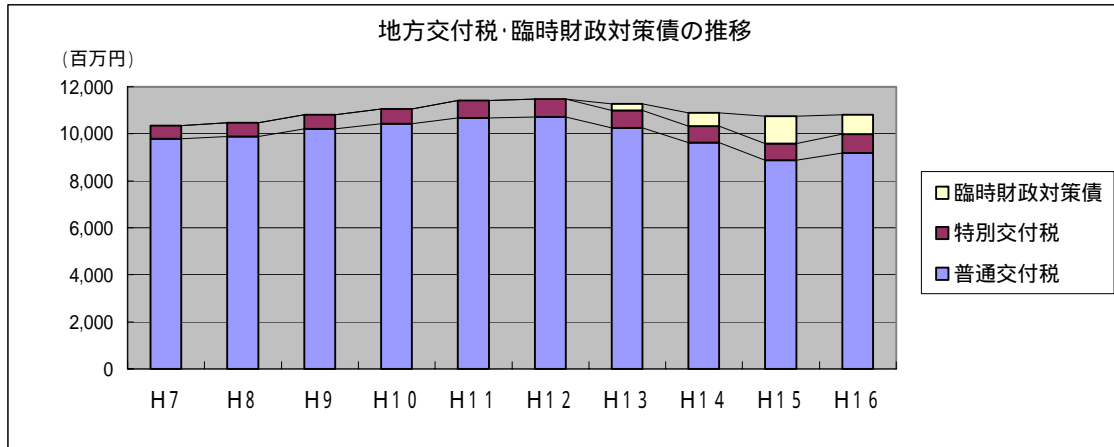
	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
市民税(個人)	737	741	831	699	756	729	702	673	655	639
市民税(法人)	202	215	193	174	200	182	162	174	172	163
固定資産税	1,025	1,072	1,062	1,085	1,120	1,066	1,105	1,105	1,043	1,073
その他	262	266	296	301	316	317	318	317	324	282
合計	2,226	2,294	2,382	2,259	2,392	2,294	2,287	2,269	2,194	2,157
人口	35,620	35,344	35,022	34,732	34,419	34,127	33,790	33,631	33,236	32,807

(2) 地方交付税の推移

地方交付税の状況をみると、平成12年度には114億80百万円の交付を受けているが三位一体改革による地方交付税制度の見直し等の影響で年々減少傾向にある。平成13年度に地方交付税削減分の振替措置として創設された臨時財政対策債を加算しても、平成

12年度と平成16年度では6億59百万円の減額となっている。また、平成16年度の普通交付税は合併算定替による措置で約15億円が交付されており、合併算定替が終了する平成31年度以降は確実にこの額が減額となり大幅な歳出削減等財政健全化に向けた取り組みが必要である。（表）

表



地方交付税・臨時財政対策債の推移

(単位:百万円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
普通交付税	9,793	9,890	10,206	10,421	10,663	10,714	10,255	9,623	8,878	9,176
特別交付税	560	586	602	623	749	766	731	706	707	810
臨時財政対策債							280	556	1,173	835
合計	10,353	10,476	10,808	11,044	11,412	11,480	11,266	10,885	10,758	10,821

(3) 経常経費等の推移

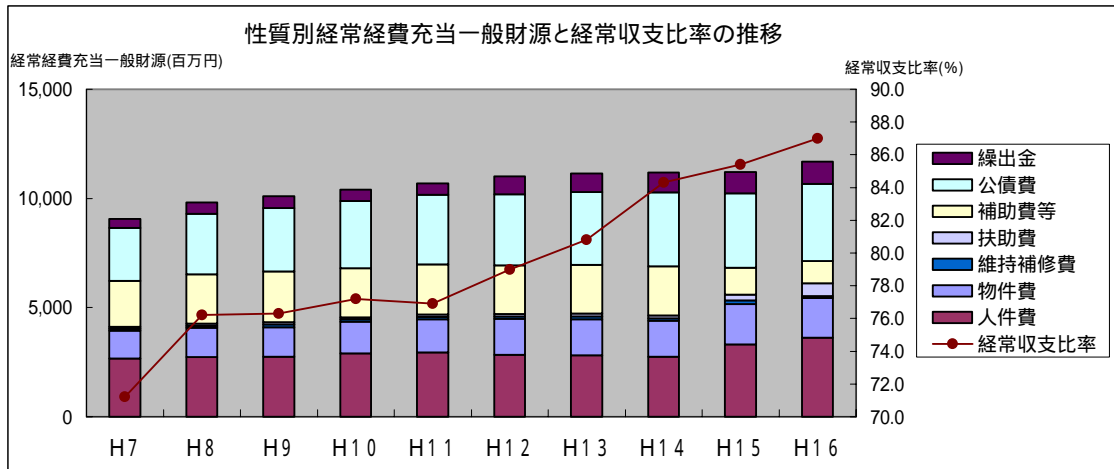
物件費等経常経費に充当した一般財源の状況を見ると、平成7年度は全体で90億57百万円であったのが、この10年間で26億23百万円、約29%増となっている。特に公債費については、平成7年度と平成16年度を比較すると10億99百万円増加しており、これは平成11年度以前に旧町で行われた各種大型事業等に伴う公債費の増加が主な要因である。

扶助費については平成7年度と平成16年度を比較すると4億84百万円、543.8%増となっているが、これは平成16年度市政施行による生活保護費分の増が主な要因であり、高齢化社会の到来により今後さらに増加していくことが予想される。

繰出金については老人保健特別会計、介護保険事業特別会計が医療費等の増により増加傾向にある。また病院事業についても、かたばる病院の開設等に伴う繰出金が増加しており、今後も市民病院の開設と併せ増加することが予想される。こうした経常経費に充当した一般財源の指標として用いる経常収支比率については、平成16年度で87%（市では80%程度が妥当と言われる）に達し財政の硬直化が進んでおり、経常経費の削減に向けた取り組みが喫緊の課題である。（表）（参考表、表、表）

（平成15年度、平成16年度の人件費の増加は、これまで補助費等で計上していた分を人件費に組替したことによる）

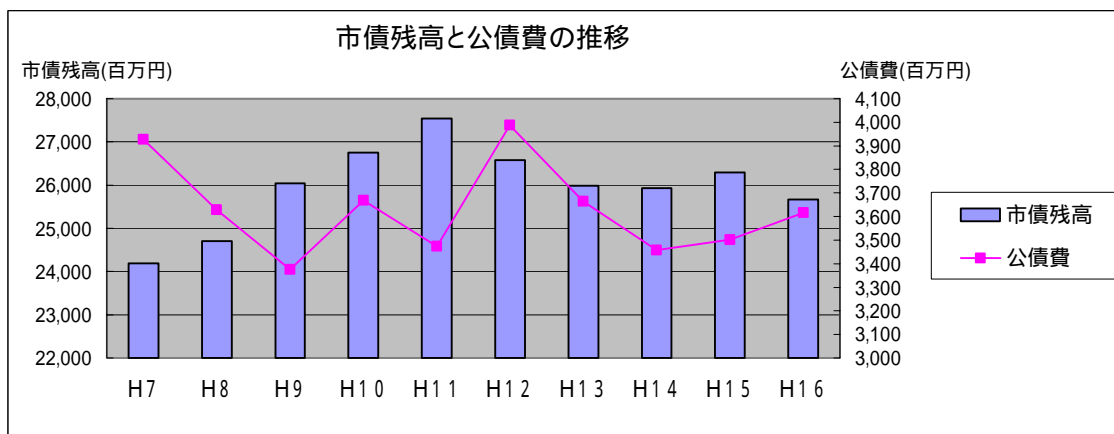
表



物件費等性質別経常経費充当一般財源と経常収支比率の推移 (単位: 百万円、%)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
人件費	2,671	2,732	2,744	2,905	2,941	2,833	2,825	2,746	3,309	3,626
物件費	1,272	1,344	1,361	1,455	1,521	1,653	1,649	1,644	1,851	1,804
維持補修費	91	86	129	96	108	100	115	120	175	100
扶助費	89	98	93	104	107	120	135	139	253	573
補助費等	2,096	2,258	2,317	2,254	2,293	2,227	2,243	2,252	1,242	1,030
公債費	2,431	2,781	2,918	3,074	3,197	3,249	3,340	3,367	3,411	3,530
繰出金	407	515	529	522	524	828	826	914	963	1,017
合計	9,057	9,814	10,091	10,410	10,691	11,010	11,133	11,182	11,204	11,680
経常収支比率	71.2	76.2	76.3	77.2	76.9	79.0	80.8	84.3	85.4	87.0

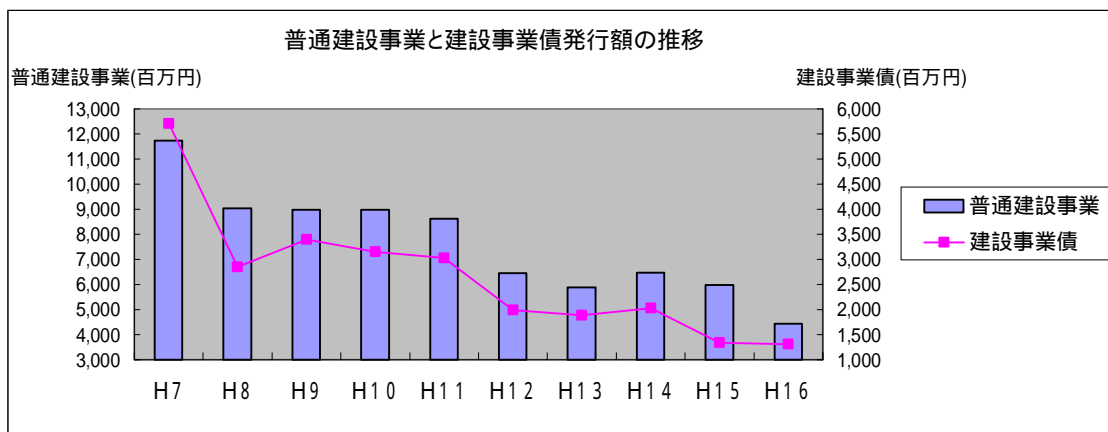
表



市債残高及び公債費の推移 (単位: 百万円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
市債残高	24,193	24,709	26,041	26,757	27,541	26,577	25,988	25,933	26,287	25,665
公債費	3,927	3,629	3,376	3,668	3,473	3,987	3,665	3,457	3,502	3,617

表

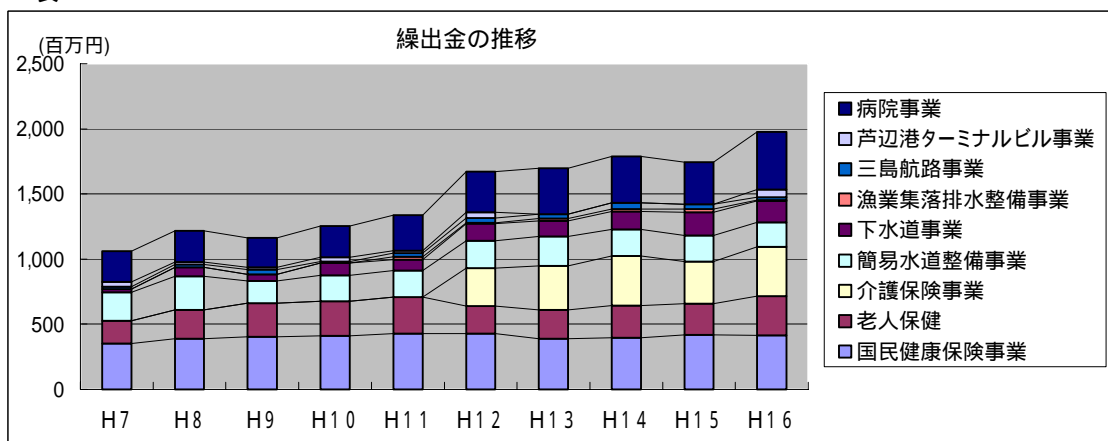


普通建設事業と建設事業債発行額の推移

(単位:百万円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
普通建設事業	11,730	9,041	8,977	8,974	8,614	6,455	5,878	6,471	5,986	4,427
建設事業債	5,712	2,847	3,395	3,153	3,033	1,995	1,891	2,033	1,343	1,312

表



繰出金の推移

(単位:百万円)

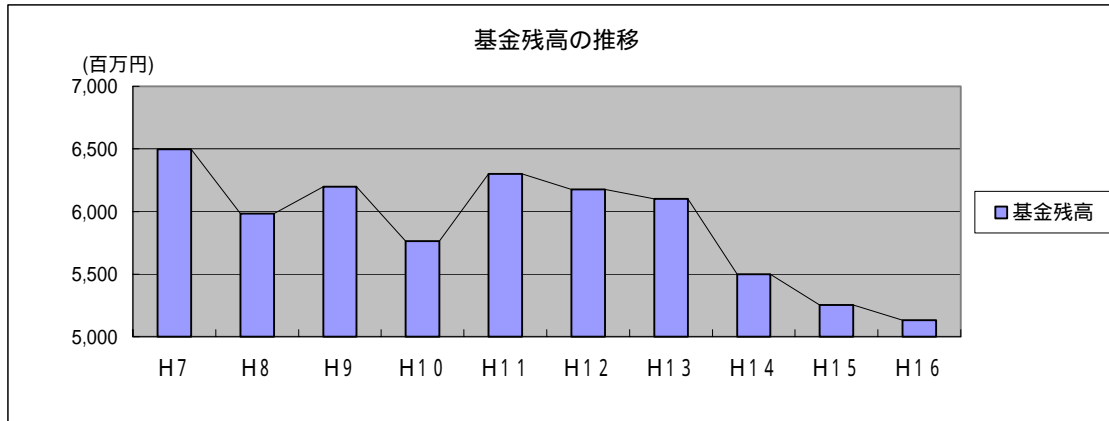
	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
国民健康保険事業	351	387	404	411	427	429	388	395	417	413
老人保健	175	225	258	266	281	211	223	247	241	303
介護保険事業	0	0	0	0	0	290	338	383	322	376
簡易水道整備事業	220	256	169	197	205	211	223	204	202	191
下水道事業	23	70	51	98	83	131	122	138	176	164
漁業集落排水整備事業	0	0	0	0	20	8	16	18	26	5
三島航路事業	21	20	37	10	29	35	35	45	36	22
芦辺港ターミナルビル事業	36	20	19	32	18	44	0	0	2	61
病院事業	235	238	225	241	275	311	351	356	321	440
合計	1,061	1,216	1,163	1,255	1,338	1,670	1,696	1,786	1,743	1,975

(4) 基金の状況

現在、吉崎市が保有している基金は、財政調整基金や減債基金、特定目的基金として地域振興基金や地域福祉基金、ふるさと市町村圏基金等がある。

近年、財源不足に対処するため財政調整基金、減債基金や地域振興基金等を取り崩しており、基金残高の合計額は平成16年度末で51億31百万円となっている。今後も三位一体改革など深刻な財源不足が予想され、その場合基金の取り崩しで対処しなければならないことから今後さらに厳しい状況が予想される。(表)

表



基金残高の推移

(単位:百万円)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
基金残高	6,496	5,982	6,197	5,765	6,300	6,176	6,101	5,500	5,254	5,131

(5) 今後の財政状況の見通し

平成17年度当初予算の状況から見た今後の本市財政状況についての見通しであるが、予算総額については、災害復旧事業、普通建設事業の内、単独事業の減等により対前年度当初予算総額と比較して約3億3千万円の減になっている。しかし一方で生活保護費等の扶助費が増加しており、高齢化社会が進む中、今後さらに増加することが見込まれる。

一方、歳入では、依然自主財源に乏しい脆弱な財政構造となっているが、歳入不足を補うため約7億円の繰入金を計上し、特に財源調整的基金である財政調整基金、減債基金については約5億5千万円の取り崩しを行っており、このままの状況が推移すると財政調整基金、減債基金は3年後には枯渇するという状況である。

さらに今後、三位一体改革による国庫補助負担金の削減の影響、また地方交付税については平成17年度国勢調査人口等の減による影響と先に触れた合併算定替による措置額の減など歳入不足が益々深刻な状況になる。こうした状況を打開するためには、現在取り組んでいる経常経費の抑制や歳出の見直し等をさらに厳しく進めていかなければならない。

(表)

表

平成17年度当初予算額					
歳入総額 209億円					
市税 21億円	地方交付税 94億円	国県支出金 40億円	地方債 27億円	その他 20億円	繰入金(基金取り崩し額) 7億円
歳出総額 209億円					
義務的経費 97億円		消費的経費 44億円	投資的経費 43億円	その他 25億円	

<用語の解説>

合併算定替

市町村合併による行政経費削減の効果が現れるにはある程度の期間が必要なことから、その緩和措置として、合併した年度及びこれに続く10年度は、合併前の市町村が存続するものとして算定した普通交付税の合算額を下回らないように算定した額を普通交付税とする制度。その後5年度は、激変緩和措置がある。

経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税などの経常一般財源収入（毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されておらず自由に使用し得る収入のこと）がどの程度使われているかをみることにより、当該団体の財政の弾力性を判断するための指標。

人件費

職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費。

物件費

物財調達のための一切の経費（賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等）。

維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費。

扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出する経費。

補助費等

補助費等の項目とされる支出事項は、支出の目的・根拠・対象等によって多種多様で、人件費や維持補修費のように字句だけでは判断しにくいものも含まれる（報償費、補助金、賠償金、寄付金、補償費等）。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費。

繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費（各会計の赤字補填の目的のために支出されるもの等）

普通建設事業

道路、橋、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費（工事請負費、設計委託料、公有財産購入費等）で、地域社会の発展に最も積極的で効果的な事業。

2．行政運営の現状

壱岐市の組織・機構については、平成17年7月に組織・機構の改革を行い、市民サービスの確保を最重視して多様化するニーズに対応するための組織づくりを進めてきた。

しかしながら、庁舎スペースの問題等があり、効率的な行政運営を行う体制が十分であるとはいえない状況であり、今後も必要に応じて柔軟に対応していくべきであるが、現状においても職員の創意工夫によって効率的・効果的な業務を行うよう努めていく必要がある。

また、市民の行政への参加については、依然として従来どおりの活動が旧町単位で行われているものも多く、市としての一体感の醸成のためにもコミュニティ行政の見直しを行い、積極的な市民の参加を図る方策が必要となっている。

3．行財政改革の推進状況

行財政改革については、平成16年10月の行政改革推進委員会の中間答申に基づき、平成16年11月に壱岐市行財政改革大綱、12月に同実施計画を策定し、市としての行財政改革の指針を定めて取り組んできた。しかしながら、これらの取り組みについては統一した成果指標がないこと、また、それらの進捗状況を点検し改善していくための体制が整っていないこと等の理由により、個別の分野ではそれなりの効果を上げているものの、市全体としての十分な成果を上げるには至っていない状況である。

行財政改革の基本的考え方

1. 行財政改革の目的

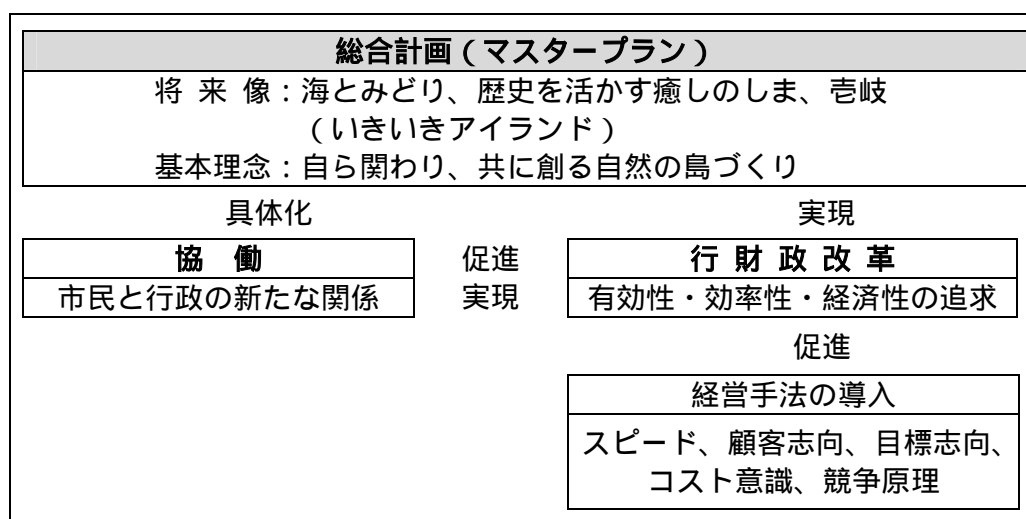
本市においては、合併前から継承した問題、合併後の新市の規模に応じた経常経費の適正化の問題、**壱岐市総合計画の実現のための体制づくりの問題**といった三つの次元での行財政改革上での問題が重なっており、これらの課題に対して、新たな視点での取り組みが必要になっている。

また、市民参加に関しては、従来は行政があらかじめ「場」を設定し住民の意見を聞くといういわば消極的な参加形態が多かった。しかし、全国的な潮流として、市民と行政が対等な立場でまちづくりを行うという協働の考え方に重点が移ってきており、壱岐市においても、総合計画の基本理念を具現する協働が浸透していくことが求められている。

そこで、本大綱ではこれらの基本的な考え方を実現するための方策として、“市民と行政の協働”、“経営手法の導入”を積極的に取り入れていくこととする。

“市民と行政の協働”とは、市民と行政が壱岐市の発展という共通の目標を持って、相互に補完しながらそれを実現していくという考え方であり、また、これによって有効性を実現していこうというものである。“経営手法の導入”とは、行政運営においても民間企業と同様に、スピード、顧客志向、目標志向、コスト意識を徹底し、また競争原理を導入していこうという考え方である。

壱岐市が総合計画の着実な推進を図り、魅力あるまちづくりを進め、住民サービスの向上を図っていくために、また、地方分権の時代にふさわしい有効性・効率性・経済性を追求した行政システムを確立するために、行政運営全般にわたる総点検を行い、明確な方針のもとに行財政改革を進めていくことが必要であり、これらの基準を定期的に点検できるシステムを構築し、その点検に応じて行財政改革を進めていく必要がある。



本大綱は、吉岐市行政改革推進委員会の最終答申を踏まえ、職員の創意を活かしつつ策定することを基本とし、市議会との連携を保ちながら、着実に推進するとともに、行財政改革によって得た財源を総合計画の実現に振り向けて、名実ともに、「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、吉岐（いきいきアイランド）」を実現するための指針とする。

<用語の解説>

協働

市民と行政が吉岐市の発展という共通の目標を持って、相互に補完しながらそれを実現していくこと。

有効性

市民欲求の充足あるいは政策目標の達成。

効率性

一定の経費で、成果を最大限に引き出すこと。

経済性

一定の成果を挙げるために、経費を抑制すること。

スピード

吉岐内外の環境変化への迅速な対応、市民対応における迅速化、事務事業プロセスのリードタイムの短縮（リードタイムとは、本来は民間でいう発注から納品までの時間・日数。ここでは、行政の業務上の全プロセスを把握・分析し、個々のプロセスを省略あるいは他と統合することで業務処理に要する時間・日数を短縮すること）。

顧客志向

個々の業務・政策が最終的に市民欲求をどれだけ満たすことができるか、ということに職員全体で取り組める体制をとること。

目標志向

限られた財源を、優先度を付けた目標の達成に動員して、その達成度に応じて成果を図ること。

コスト意識

効率性と経済性をチェックできる仕組みの中で、行政サービスの質の維持・向上を図ること。

競争原理

市の行財政運営において他の自治体と競い合うことによって、また市民のニーズの充足において行政が民間と競い合うことによって行政の効率化、行政サービスの向上を追求すること。

2 . 行財政改革のテーマ

多様な行政需要に的確に対応し、活力にみちた魅力ある吉岐市を築き上げていくため、吉岐市総合計画の推進を基本におき、市民の活動の活発化、職員の創意ある行政事務への取り組みの確保を目指して、今回の行財政改革を市の持続的な発展の基礎となるものと捉え、そのメインテーマを、

持続性のある発展の礎となる吉岐の改革

と定め、その基本的な考え方を以下のとおりとする。

「自ら関わり、ともに創る自然の島づくり」を推進すること。

協働の考え方を力強く押し進め、持続性のある発展を実現するための基礎に位置付けること。

職員一人ひとりがその能力を向上させ、市民主体、地域主体のまちづくりを支える行政各部門の専門家となっていくこと。

3 . 行財政改革大綱の期間

この大綱は、平成17年度から平成21年度の5年間を対象とする。なお、社会経済情勢の変化に合わせて見直しを行いながら改革に着手又は実行していくものとする。

4 . 行財政改革の基本方針

行財政をとりまく環境の変化への対応

少子高齢化や過疎化の進展など本市をとりまく社会経済情勢も大きく変化しており、財政面のみならず、島の活力そのものに影響を及ぼしかねない状況である。その中で多様化する住民ニーズと地方分権に的確に対応していくためには、行財政運営の効率化と効果的なサービスの提供が課題となる。これらに適切に対処しつつ、自主的・自律的な行財政運営ができるよう体制の整備に努めるとともに、市自らの責任を自覚した行政システムの確立に努める。

行政運営の総合化・簡素化・効率化

行政需要への的確な対応のためには、各種施策の一体化、総合化が一層重要であり、行政各部門の中での調整機能の強化充実と、これをふまえた行政全般にわたる総合的な調整機能の確立を図る。

また、NPM(ニューパブリックマネージメント 新公共経営)¹の手法を導入して、“スピード”“顧客志向”“目標志向”“コスト意識”の徹底を図り、競争原理により、最小の経費で最大の効果を上げる視点に立ち、総職員数の抑制や簡素で効率的な組織・機構の実現、事務事業の整理・合理化等による行政の効率化を進めるとともに、情報化の推進等による住民サービスの向上に努める。

職員の意識改革と能力の開発

新たな行政課題に的確に対応し常に市民の立場に立ったサービスを提供するため、また、行政と地域社会との協働の橋渡し役となるための職員の意識改革を進めるとともに、一人ひとりの資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成に努める。

市民のまちづくり意識の醸成

行財政改革の成果を上げていくためには、行政内部だけの努力にとどまらず、市民の自発的・積極的な行政各分野への参加が必要である。そのため、個人・団体等の地域社会における役割を認識し、市民・行政等がそれぞれの役割分担のもとに協働による魅力と活気あるまちづくりを進める。さらに、行政が自ら人権の尊重、擁護及び意識の高揚を図り、住民自治の確保に努める。

¹民間企業における経営理念や経営手法を可能な限り行政に持ち込み、行政の効率的かつ効果的な運営を図る手法。

「壹岐はみんなの宝島」の形成

市民一人ひとりがまちづくりに参加し、豊かさやうるおいを実感でき、恵まれた自然と歴史・文化を大切に、居住環境の整備をさらに進めていくことにより、壹岐に住むことに誇りを持てるまちづくり、いつまでも住み続けたいまちづくりを目指す。

5 . 行財政改革推進施策

行財政改革の5つの基本方針をもとに7つの推進施策を定め、行財政改革を進めるものとする。

〔推進施策〕1 サービス向上のための事務事業等の見直し

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、事務事業について不断の見直しを進め、緊急度の高いものを選別し、効率的な事業の実施を図る。また、住民サービス向上の観点から事務手続きの簡素、効率化を進める。

〔推進施策〕2 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し

新たな行政課題や市民の多様なニーズに対応するためには、常に組織・機構の見直しを行い、時代に即応した組織・機構を編成していかなければならない。このため、組織・機構全般の総点検を行い、今後進めるべきまちづくりの方向に合致した、簡素で機能的な組織・機構づくりを行う。

〔推進施策〕3 定員管理の適性化、適切な人員配置と人事管理

高度化・多様化する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応していくために、適正な定員管理を一層推進する。また、各部・支所・課等の適切な人員配置に努めるとともに、公平な人事システムの確立を図る。

〔推進施策〕4 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発

市民の負託に応え、その使命を全うしていくために、行政運営について新公共経営の手法を導入しながら、より一層の工夫をしていくとともに、時代の変化に対応する人材の育成、職員の能力開発を推進する。

〔推進施策〕5 行政の情報化等による行政サービスの向上

行政の効率化や住民に対する行政サービスの向上を図るため、高度情報通信技術の進展に対応して、行政の情報化を進める。なお、その際、住民サービスの向上、コストの低減につながるものを厳選していく。

〔推進施策〕6 市民参加の促進と支援

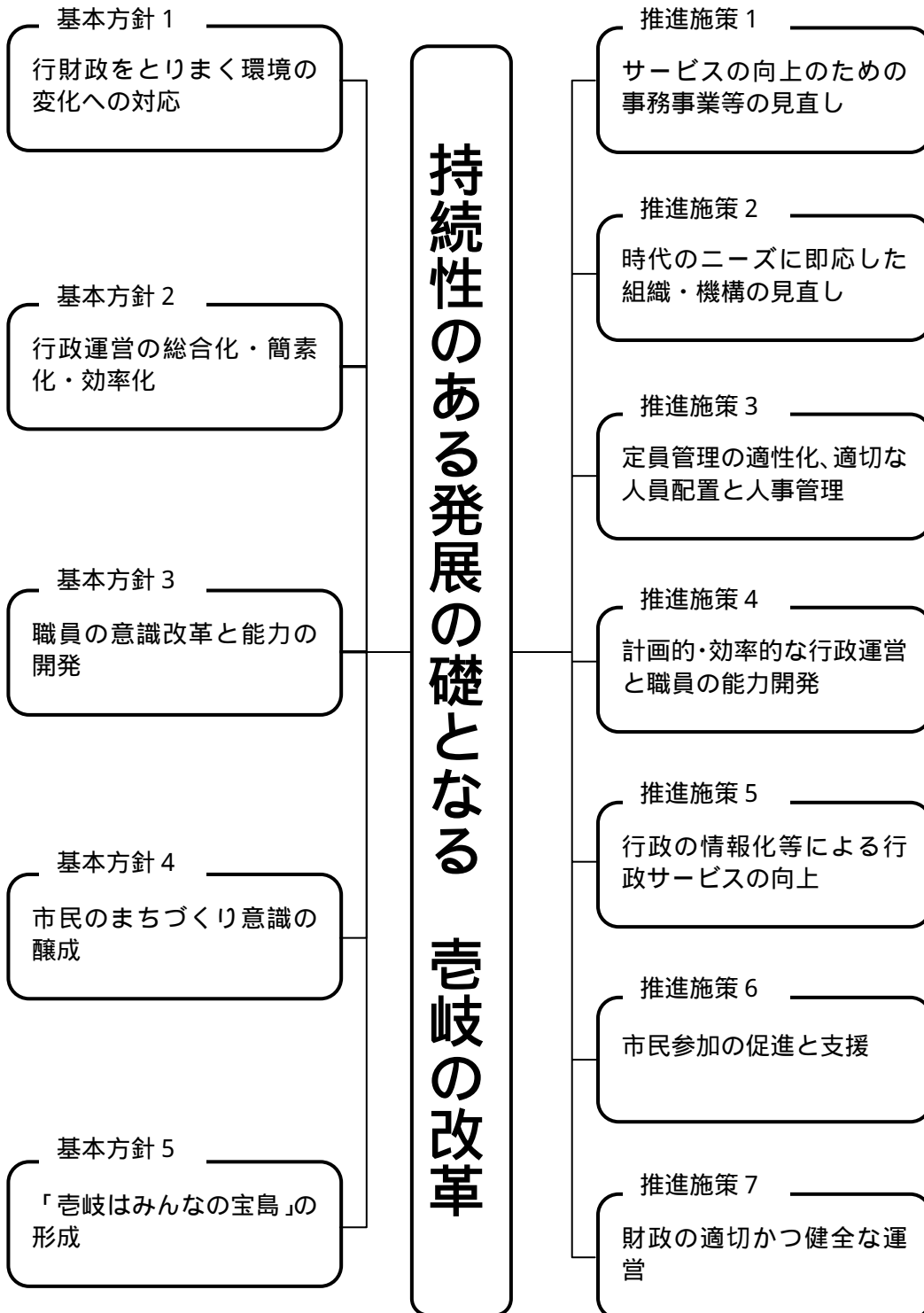
市民参加のもとでまちづくりが効果的に推進されるよう、行財政の効率化はもとより、住民の英知とエネルギーを結集しながら、住民同士が協力し、行政との協働による新しいまちづくりシステムの確立を図る。

〔推進施策〕 7 財政の適切かつ健全な運営

新市の規模に応じた適正な経常経費の水準での行財政運営が実現される必要がある。このため消費的経費の全般的な見直しを行うとともに、新公共経営の視点のもとに財政の適切かつ健全な運営を進める。

6 . 公表

壱岐市行財政改革大綱の基本方針・推進施策に基づき、平成17年度から平成21年度までの具体的な取り組みを定めた行財政改革実施計画（集中改革プラン）を策定し、その進捗状況について公表することとする。



推進施策

(1) サービスの向上のための事務事業等の見直し

推進重点事項

事務事業の整理・合理化

多様化する市民のニーズや行政課題を的確に把握するとともに、事務事業の内部点検を行うシステムを確立し、行政の果たすべき役割を明確にすることにより受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮した事務事業の整理・合理化を図る。

政策体系の形成を図り、有効性・効率性・経済性の視点から、評価・点検を行うとともに、達成基準や達成度を示し、公表を行うことにより、住民満足度の向上及び目標志向・市民志向の体制づくりに努める。

市有地のうち利用計画のない遊休地については、売却の検討を行い、市施設のうち利用が少ないものや老朽化が著しいものの払下げまたは解体処分を進める。

各種団体についても市としての方針を統一し、組織の一元化・早期統合を図る。

行政手続きの公平の確保・透明性の向上

行政の公平性、透明性を確保する観点から、行政手続き制度の適正な運用を図るとともに、許認可等の事務手続き全体について洗い出しを行い、手続きの簡素化等を推進する。

行財政の内容や課題について、行政コスト計算書²やバランスシート³等の活用により的確に把握するとともに、積極的でわかりやすい情報開示に努める。

²市の財政に係る説明責任の充実と透明性の向上の観点から、業務運営に伴う市民の負担を明らかにすることを目的として作成するもの。

³これまで形成してきた資産とそのために使われた財源を対比したもので、資産と負債といったストックの面から財政状況を明らかにするもの。

公共施設の適切な設置・運営

施設の管理・運営については定期的に運営状況の点検を行い、見直しを進めるとともに、適正な管理・監督のもと、効果的・効率的な施設の管理運営を図るため指定管理者制度⁴を活用する。地域の施設については、市民管理がさらに進む方策を探る。

障害者や高齢者に利用しやすいものにするため、公共施設等のバリアフリー化⁵・ユニバーサルデザイン⁶の導入に努める。

委託業務のあり方の検討

委託業務の内容についての検証を行い、市としての統一した基準を設け、民間に委託することが効果的なものについては、行政責任の確保、住民サービスの向上、個人情報保護の観点に留意しつつ、委託が適当と結論づけられるものは民間委託していくものとする。なお、委託業務内容の検証を行い安易な委託は行わない。

⁴ これまで出資法人等に限られていた公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に行わせる制度で、実施にあたっては、条例で指定の手続、管理の基準、業務の範囲等を定め、指定管理者の指定について議会の議決が必要。

⁵ 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

⁶ 障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

(2) 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し

推進重点事項

組織・機構の整備

新たな行政課題や多様なニーズに即応し、社会経済情勢の変化に対応した行政サービスが展開できるよう、スクラップ・アンド・ビルド⁷を原則とした簡素で効率的な組織・機構の整備を行い、行政機能の効率化を図る。また、本庁と支所の役割分担を明確にして、市民にわかりやすい、利用しやすい体制を整える。

支所をコミュニティ・センターとして位置づけ、各種申請、届出、証明等を総合窓口化して、住民の利便性を確保するとともに、自治意識の醸成、自治を担う人材育成、協働の視点からのコミュニティ活動、ボランティア活動、NPO⁸の活動等に横断的に対応・支援できる機能を確保する。出張所については、支所集約により、発展的解消を図る。

外郭団体の活用推進

外郭団体は、増大する業務形態の特殊性に即応するため、行政の補完的な組織として住民サービスやまちづくりに重要な役割を担う組織として、より効果的、効率的な事業執行ができるよう市としての方針を統一し、その独立した運営を行うための組織の一元化・統合を図る。

民間活力の導入、行政サービスの委託、指定管理者制度の活用、コミュニティビジネス⁹の創出などによる外部の専門的知識の活用を積極的に図る。

⁷新しい組織や制度を新設する場合には既存を改廃し、増大を防ごうとする方式。

⁸Non-profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織。

⁹地域の人々が、地域に眠っている資源(労働力、原材料、技術力など)を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すもの。

(3) 定員管理の適性化、適切な人員配置と人事管理

推進重点事項

人事システムの確立

職員のモラル(士気)の向上と意識改革に努め、公正で客観的な人事システムの確立を図り、適材適所の人事配置のための管理職昇任試験制度・降任希望制度・自己申告制度を導入する。また、各所管への人員配置については、事務事業の多寡を見定めながら、適切な職員配置を進める。

新たな行政需要に対しては、職員の配置転換により対応するとともに、ジョブ・ローテーション¹⁰の基準を定め職員の融和と人材育成を図る。また、職員の旧町意識を払拭して市全体の均衡ある発展を実現するため、旧4町を越えて市全域にわたる人事異動を図る。

定員の適性化

職員定数については、合併直後の特殊性から、類似団体の指数と比較して、職員が多いという状況があり、合理的な組織・機構の編成と、事務事業の全般にわたる行政関与の必要性、住民相互の行政サービスの負担と公平確保及び行政効率等を検討し、定員適性化計画を定めて、退職者を補充するための新規採用の抑制を図り、定員の適性化を着実に推進する。

給与水準の適性化

人件費については、職員の努力と協力を得ながら、適正な水準の維持に努め、職員の給与は、職務と責任に応じるものでなければならない。したがって、給与決定の基本原則の趣旨に則り、国に準じた給与制度の適正な運用と調整、適正化を図る。また、各種手当てについての点検を行い、見直しを図る。

¹⁰職務を一定期間ごとに変えさせること。人材育成の観点と仕事のマンネリ化の打破を目的とするもの。

嘱託、臨時職員の活用

嘱託職員の雇用にあたっては、専門的分野を中心として活用することとし、安易に増員することがないように努める。また、人材派遣会社の活用を検討する。

臨時職員の雇用にあたっては、あくまで臨時的業務に限定し、経常的な雇用にならないように努める。

(4) 計画的・効率的な行政運営と職員的能力開発

推進重点事項

行政運営プロセスの改善

公務能率の向上を目指し、より少ない職員数でより大きな効果を上げる手法として、「目標による管理」、「提案制度」、「自主研究活動」等の導入を進める。

また、部を単位とする経営単位による行政運営のシステムを導入し、共通の成果指標を定め、事業効果の検証を行うなどにより、地域発展の波及効果を引き出すより効果的な事業の実施を図る。

プロジェクト事業や庁内で新たな試みを行う場合は、庁内横断的部署の設置やプロジェクトチーム、ワーキンググループを組織することにより、所属の枠を超えた事業の連携を行う体制を整え、対応の迅速化、目標の明確化を図る。

人材育成計画に基づく職員育成

人材育成計画に基づき、派遣研修、人づくり研修、階層別研修等により人材育成を進め、これらを体系化することによって計画的な人材育成と効率的な研修を実施する。また、保健福祉、建設、土木、環境保全等の分野での専門職の確保・育成に取り組むと同時に、いくつかの分野にわたって知識、経験を有する複合専門型職員の育成に努める。

職員の資質、専門的技術の向上を図るため、長崎県をはじめとする他の地方公共団体との人事交流を進め、幅広い人材の確保を図る。また、接遇研修の一貫として民間への派遣研修等に積極的に取り組む。

(5) 行政の情報化等による行政サービスの向上

推進重点事項

情報化の推進とITの活用

事務処理の迅速化を図るため、IT¹¹の活用による必要な事務処理システムの導入を図る。そのため、全職員を対象とした処理能力を養成する研修体制を整備するとともに、庁舎間の情報通信機能の整備や技能の向上を図る。また、情報化の推進にあたっては、住民サービスの向上につながるもの、コストの低減につながるものについて厳選し、安易に経費の増大を招くことのないように心がける。

市民サービスの向上

各種証明、申請、届け出等について、支所における一元的な対応が可能となる条件整備を行い窓口サービスの向上を図る。
職員による出前講座により、職員の生の声で行政情報を提供するとともに、市の課題を市民と共有化して課題解決に努める。

¹¹ Information Technology の略で、情報技術のこと。

(6) 市民参加の促進と支援

推進重点事項

コミュニティ行政の見直し

合併による行政区域の拡大に伴い、従来からのコミュニティ行政のあり方に問題が生じており、また、実際にコミュニティを支える各組織においても担い手の問題等を抱えているため、市としての明確な方針を示し見直しを図る。見直しに際しては地域の自主的な活動に対しての支援の充実を図る。

助成金に関しては公平性の観点から早期に統一を図るとともに地域の自主的な活動に対しては、個別の補助金を一括して交付するなど地域の自主的な運用を促すように努める。

協働によるまちづくり体制の確立

コミュニティ行政の窓口となる部署を設置し、地域の活動に対しての支援を行うための体制を整え、行政と市民が一体となったまちづくりを進める。

市民と行政の協働を進めるため、自治意識の向上、自治を担う人材の育成、参加の場づくり等、効果的な支援を行う。また、より一層の自立したコミュニティの担い手としての中間支援組織を立ち上げるための基盤整備を行う。

市民参加の促進と活動支援

行政内部だけの努力にとどまらず、行政と市民が一体となってこれからのまちづくりの方向を理解し合い、それぞれが役割分担を認識し、協働してまちづくりを行う体制づくりを行うため、従来の市民参加のあり方だけでなく、公募制度やワークショップ等の多様な手段を用いた市民参加の推進に努める。

市民協力のもと、壱岐島の振興を図るための所属を超えた政策研究活動の場を確保するとともに、協働を進めるための情報提供の機会を拡充し、あらゆる機会を通じて市民参加の場を提供することを基本とする。また、女性の社会参画の促進を図る。

(7) 財政の適切かつ健全な運営

推進重点事項

新市の規模に応じた経常経費の実現

経常経費の抑制のため、消費的経費（人件費、委託料を含む物件費、補助金を含む補助費等、扶助費、維持補修費）の全般的な見直しを図る。

過剰な累積債務の回避

事業の推進にあたって、公債費負担比率の抑制の視点で事業を選択する。合併特例債事業については、個別の事業費や実施年度の計画の策定段階において同時に情報開示を行う。

補助金等の整理・合理化

補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査し、整理・合理化を図る一方、市民との協働の促進策としての戦略性を持たせた見直しを図る。また、補助金交付団体の活動状況の把握や事業効果の検証を行い、定期的に見直しを行うためのシステムづくりを進める。

自主財源の確保

負担の公平性を確保する観点から、類似の自治体との均衡を考慮し、料金改定の検討を行う。

市税をはじめ、保険料、使用料等の徴収率の向上を図る。また、徴収費の水準について効率性・経済性の視点からその抑制を図る。

吉岐の魅力の維持・発現のため、受益者負担、原因者負担の観点から、新たな財源を確保するための研究を進める。

部単位の経営責任

歳出予算の編成にあっては、部を中心とした一般財源ベースでの配分と自主的な歳出予算の編成を一定枠内において付与する。また、部単位のプロジェクトチームによる、事業の有効性・効率性・経済性についての検証を行い、効果的な事業の実施に向けた取り組みを行う。

特別会計のあり方の検討

特別会計について、統合・整理も含めて、そのあり方を検討する。公営企業については独立採算の原則に則り、一層の経営の健全化を図る。

病院事業については「中期経営計画」を策定し、一層の経営健全化を図る。

吉崎市行財政改革大綱	吉崎市行政改革推進委員会最終答申
(1) 住民サービス向上のための事務事業等の見直し	
事務事業の整理・合理化	新市の規模に応じた経常経費の実現
行政手続きの公平の確保・透明性の向上	行政コスト計算書・バランスシートの導入
公共施設の適切な設置・運営	公共施設の有効活用
委託業務のあり方の検討	新市の規模に応じた経常経費の実現 委託料の見直し
(2) 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し	
組織・機構の整備	支所の有効活用 集約化された新庁舎機能
外郭団体の活用推進	経営手法導入に向けた外部の専門的知識の活用
(3) 定員管理の適性化、適切な人員配置と人事管理	
人事システムの確立	人材育成
定員の適性化	新市の規模に応じた経常経費の実現
給与水準の適性化	新市の規模に応じた経常経費の実現
嘱託、臨時職員の活用	新市の規模に応じた経常経費の実現
(4) 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発	
行政運営プロセスの改善	普通建設事業の効果的な実施 目標志向・市民志向の体制づくり 行政組織 研修・政策提言制度
人材育成計画に基づく職員育成	人材育成 研修・政策提言制度
(5) 行政の情報化等による行政サービスの向上	
情報化の推進とITの活用	情報の共有化
市民サービスの向上	情報の共有化
(6) 市民参加の促進と支援	
コミュニティ行政の見直し	コミュニティ行政の見直しと活動支援 行政組織
協働によるまちづくり体制の確立	地域拠点(コミュニティ・センター)の構築 地域まちづくりのコーディネート(調整)・支援
市民参加の促進と活動支援	協働を促す条件整備 市民参加の促進
(7) 財政の適切かつ健全な運営	
新市の規模に応じた経常経費の実現	新市の規模に応じた経常経費の実現
過剰な累積債務の回避	過剰な累積債務の回避 普通建設事業の効果的な実施
補助金等の整理・合理化	補助金規定の見直し
自主財源の確保	自主財源の確保
部単位の経営責任	目標志向・市民志向の体制づくり 一般財源連結型の予算編成 部単位の経営責任
特別会計のあり方の検討	

(参考資料)

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

平成17年3月、総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示された。これは総務省が地方公共団体の行財政改革の取り組みについての方向性を示した助言である。吉崎市は本大綱及びこの指針に基づき、吉崎市行財政改革実施計画（集中改革プラン）を策定するとともに、その取り組みを公表することとする。